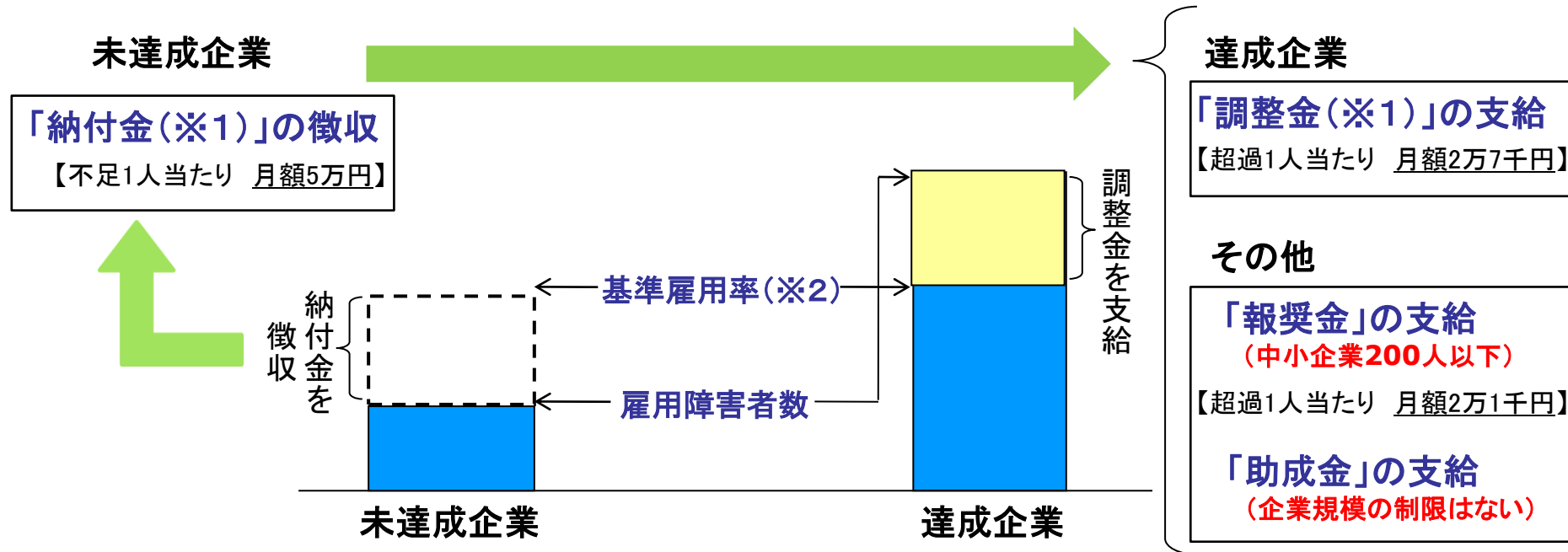


障害者雇用納付金制度について(①)

参考資料1

考え方と概要

障害者雇用に伴う事業主間の経済負担の調整とともに、障害者雇用の促進及び継続を図るため、雇用率未達成企業(常用労働者200人超)から納付金を徴収し、達成企業などに対し調整金、報奨金を支給するとともに各種助成金を支給。



※1 納付金の額は、基準雇用率に達するまで身体又は知的障害者を雇用する場合に、調整金の額は、基準雇用率を超えて身体又は知的障害者を雇用した場合に、障害者1人につき通常必要とされる1月当たりの特別費用の額の平均額を基準として設定。

特別費用とは、身体又は知的障害者を雇用する場合に必要な施設・設備の設置又は整備その他の身体又は知的障害者の適正な雇用管理に必要な措置に通常係る費用その他身体又は知的障害者を雇用するために特別に必要とされる費用とされている。

※2 法に基づき、少なくとも5年ごとに労働者や失業者、障害者数の総数の割合の推移を勘案し政令で設定。

障害者雇用納付金制度について(②)

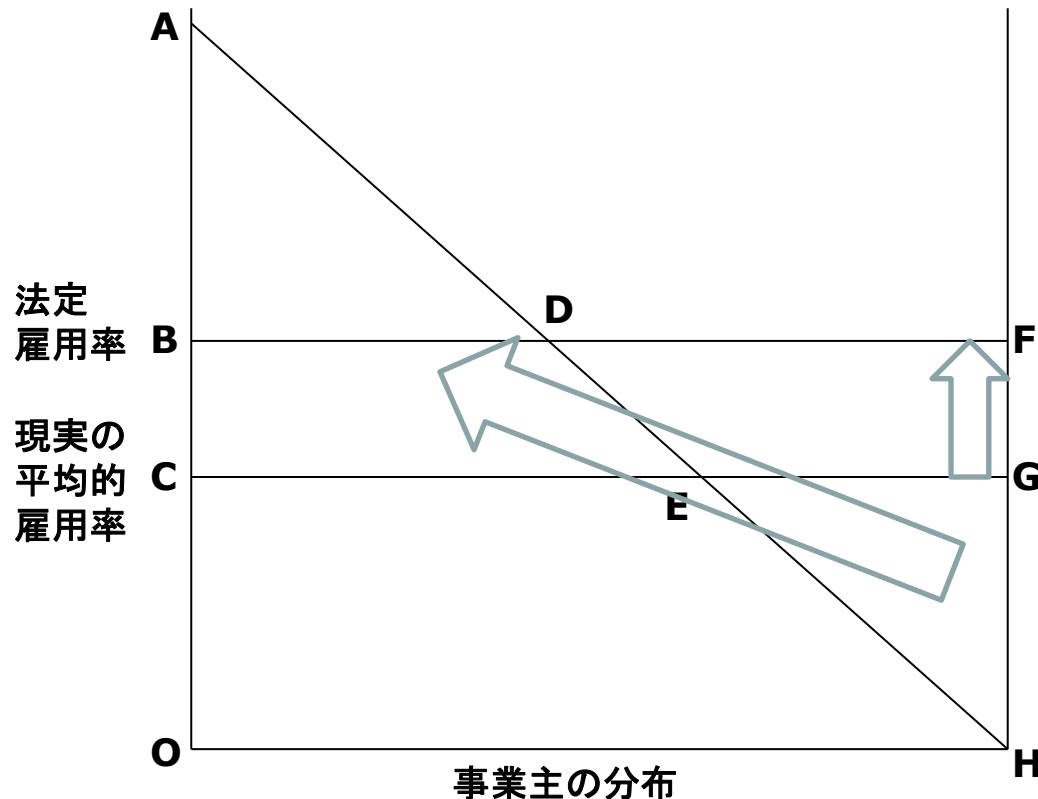
法的な性格

○調整金的な性格: 法定雇用率を超えて身体又は知的障害者を雇用する事業主に対し、調整金を支給することにより、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の平等化のための調整を行う。

○共同拠出金的な性格: 身体又は知的障害者を雇い入れる事業主に対して各種の助成金を支給することにより、障害者雇用を促進しようとするための事業主の共同拠出金的な性格

障害者の雇用割合

<イメージ図>



① $\triangle EHG$: 経済的負担の調整を図るために徴収する分(現実の平均的雇用率水準以下の事業主から徴収)

② $\square BCGF$: 雇用促進経費として徴収する分

③ $\triangle EHG \rightarrow \triangle ACE$: 負担の調整

④ $\square BCGF$ のうち、 $\square BCED$ の部分は③による調整金の支給により相殺し得るので、実際には徴収されない。

①～④の結果、実際の納付金は、 $\triangle DHF$ に相当するものが納付されることとなるため、法定雇用率未満の事業主が納付することとなる。

障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の額の設定の基準となる 数値の算定について

○ 単位調整額の算出根拠の概要

障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）に係る調整基礎額については、基準雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 54 条）に達するまで身体障害者又は知的障害者を雇用するものとした場合（①）に、また、障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）に係る単位調整額については、基準雇用率を超えて身体障害者又は知的障害者を雇用した場合（②）に、それぞれ身体障害者又は知的障害者 1 人につき通常必要とされる 1 か月当たりの特別費用（身体障害者又は知的障害者を雇用するために特別に必要とされる費用）の額の平均額を基準として定める旨規定されている。（納付金については法第 54 条第 2 項。調整金については法第 50 条第 2 項。）

実態調査に基づき、雇用率の達成、未達成に関係なく身体障害者又は知的障害者 1 人の雇用に伴う 1 か月当たりの特別費用額の平均を求めると 42,000 円となる。

次に、通常身体障害者又は知的障害者の雇用数が増加するに依じて、1 人当たりの特別費用の額が逡減する実態にあることから、実態調査をもとに、平均的規模の企業をモデルとして①及び②の特別費用及びその格差を算出すると、①の費用は 1.282 倍、②の費用は 0.655 倍となる。

したがって、調整基礎額（納付金）及び単位調整額（調整金）は次のとおりである。

* 調整基礎額（納付金）

[1 か月当たり特別費用の額の平均額]	[格差]		[調整基礎額]
42,000 円	×	1.282 倍	= 53,840 円
			≒ <u>50,000 円</u>

* 単位調整額（調整金）

[1 か月当たり特別費用の額の平均額]	[格差]		[単位調整額]
42,000 円	×	0.655 倍	= 27,510 円
			≒ <u>27,000 円</u>

報奨金の額の設定の基準となる数値の算定について

○ 報奨金額の算定の根拠

納付金制度に係る報奨金額については、調整金に係る単位調整額以下の額で厚生労働省令で定めることとされている。（法附則第 4 条第 3 項）

実態調査に基づき、雇用率の達成、未達成に関係なく、現在の報奨金の支給基準を踏まえ、身体障害者又は知的障害者 1 人の雇用に伴う 1 か月当たりの特別費用額の平均を求めると 42, 208 円となる。

次に、調整金と報奨金の整合性をとる必要があることから、調整金を決定する際に基準となるべき額と調整金の単価の割合を計算し、また、納付金を納めていない企業で障害者を多数雇用している企業の特別費用の一部の負担の調整を図るといふ観点からこの額を 2 で除した額としている。

したがって、報奨金額は次のとおりである。

* 報奨金額

	[調整金の単価]		[報奨金額]	
42, 208 円	×	$\left(\frac{27, 000 \text{ 円}}{27, 510 \text{ 円}} \right)$	÷ 2 =	20, 713 円
[1 か月当たり特別 費用の額の平均額]		[今回見直しの際、調整 金を決定する時の基準 となるべき額]	÷	<u>21, 000 円</u>

(独)高齢・障害雇用支援機構(現高齢・障害・
求職者雇用支援機構)の財務諸表を基に作成

障害者雇用納付金関係収支状況の推移

(単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入額(経常収益)①	22,638	23,022	21,157	19,562	18,003	15,526	13,690
支出額(経常費用等)②	21,082	22,079	22,650	23,849	23,251	23,713	23,645
調整金	4,349	4,673	4,955	5,541	6,024	6,750	7,138
報奨金	4,680	4,671	4,631	4,682	4,729	4,693	4,742
助成金	6,871	7,138	7,423	7,751	7,631	7,747	7,879
業務費等	5,183	5,596	5,641	5,875	4,867	4,523	3,887
積立金への増減①－②	1,556	944	△ 1,493	△ 4,288	△ 5,248	△ 8,187	△ 9,955
各年度末における積立金等	44,013	44,957	43,464	39,176	33,928	25,741	15,786

(注1)四捨五入の関係で一致しないことがある。